内閣衆質一九三第二〇四号

平成二十九年四月十四日

内閣総理大臣 安 倍 晋 \equiv

衆 議 院 議長 大 島 理 森 殿

衆議院議員上西小百合君提出国際組織犯罪防止条約(TOC条約) に関する質問に対し、 別紙答弁書を送

付する。

衆議院議員上西小百合君提出国際組織犯罪防止条約 (TOC条約) に関する質問に対する答弁書

一について

り、 京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催国の当然の責務であると考えている。 の法整備を行って本条約を締結し、国際社会と協調してテロを含む組織犯罪と戦うことは重要な課題であ 国際的 テロを含む組織犯罪に対処するための万全の態勢を整えることは、三年後に差し迫った二〇二〇年東 な組織犯罪の防止に関する国際連合条約(以下「本条約」という。)が定める義務を満たすため

一について

が国の現行の国内法制では担保されておらず、これを誠実に履行するための新たな立法措置が必要である ごく一部の罪に係るものを除き、このような行為が処罰の対象とはされていないことから、当該義務は我 犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪として、 と合意する」行為を犯罪とすることが義務付けられているところ、我が国の現行の国内法制においては、 お尋ね の趣旨が必ずしも明らかではないが、本条約第五条1⑷⑴に規定する行為の犯罪化に当たっては、 「重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者

と考えている。

ズム集団 る 罪においては、 規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の ることとしたことを前提として、本条約上対象犯罪とすべきもの、 として、当該行為を実行するための組織により行われるもの」及び「組織的犯罪集団に不正権益を得させ、 実行することにあるもの」を の処罰及び犯罪収益 なるよう、 に関する法律 又は・・ お尋り 「国内法上求められるときは ね の趣旨が必ずしも明らかではないが、 本条約第五条1<a>(a)

i)に規定する行為の犯罪化について本条約上認められているオプションであ 暴力団、 組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの」との要件を定め (平成十一年法律第百三十六号。以下「改正後組織的犯罪処罰法」という。)第六条の二の 組織的な犯罪集団とは関わりがない方々が処罰の対象とはなるものではないことが明確に 薬物密売組織等の の規制等に関する法律第二条第一項において定義されている 「組織的犯罪集団」と定義した上で、 • 組織的な犯罪集団が関与するもの」との要件の下で、 「その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を 今国会に提出している組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の すなわち、このような 「組織的犯罪集団・・ 「団体」のうち、 「組織的犯罪集 組織的 の団 |体の活動 規制等 テロ な犯罪 IJ

権 組 团 すべての重大な犯罪を適用の対象とすることを確保する」 条約第五条 の要件の下で、 められているオプションである「国内法上求められるときは・・・組織的な犯罪集団が関与するもの」 罰法第六条の二の罪における対象犯罪として規定することとしたところである。このように、 刑が定められている罪のうち、 益を維持し、若しくは拡大する目的で行われる」ことが現実的に想定されるものを改正後組織的犯罪処 ·織により行われる」こと又は が関与する全ての 1(a)i)の規定により許容されるところであり、 国内法において、 「重大な犯罪」として、 「組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又は 「組織的犯罪集団 「組織的な犯罪集団」 死刑又は無期若しくは長期四年以上の懲役若しくは禁錮の • の捉え方に応じて、 の団体の活動として、 との規定とも整合するものである。 また、 同条3の 「組織的な犯罪集団 対象犯罪を定めることは、 • 当該行為を実行するための 組織的犯罪集団 本条約上認 の関与する 0 不正 کے 本

四について

ことが可能となる範囲が拡大し、 あるが、 お尋ね 我が国が本条約を締結した場合には、本条約の締約国から捜査共助等の刑事司法上の協力を得る 0 「支障」 の意味するところが必ずしも明らかでなく、 国際社会と協調してテロを含む組織犯罪と戦う上で、 お尋ねについてお答えすることは困難で 大きな意味がある